

＜東春キャッシュカード規定追加規定＞

東春 I C キャッシュカード特別約定

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、I Cチップが付加されたキャッシュカード(以下「I Cカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

2. (I Cカードの利用)

I Cカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定の I Cカードが利用できる預金機(以下「I Cカード対応預金機」といいます。)を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫所定の I Cカードが利用できる支払機(以下「I Cカード対応支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫所定の I Cカードが利用できる振込機(以下「I Cカード対応振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

3. (1日あたりの払戻限度額・回数)

- (1) 当金庫および支払提携先の I Cカード対応支払機を利用した 1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは I Cチップ提供機能を利用した払戻しと I Cチップ提供機能を利用しない払戻しである合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当金庫および支払提携先の I Cカード対応支払機による 1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先の I Cカード対応支払機による 1日あたりの払戻回数は、I Cチップ提供機能を利用した払戻回数と I Cチップ提供機能を利用しない払戻回数のそれぞれについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、の届出の回数の範囲内とします。

4. (振込カード機能)

- (1) 当金庫の I Cカード対応振込機を利用して振込を行う場合には、I Cカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、I Cチップ内に当該振込にかかる振込先に関する情報(以下「振込情報」といいます。)を、当金庫所定の件数を限度して格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) I Cチップ内に蓄積された振込情報は、I Cチップが故障した場合には復元できません。また、I Cカードを再発行・更新発行する場合には、新しい I Cカードには当該振込情報は引き継がれません。

5. (I Cカード対応預金機・支払機・振込機の故障時の取扱い)

I Cカード対応預金機・支払機・振込機の故障時には、I Cチップ提供機能の利用はできません。

6. (I Cチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) I Cチップの故障等により、I Cカード対応預金機・支払機・振込機において I Cチップを読み取ることができなくなった場合には、I Cチップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手

続きにしたがって、すみやかに当店に I C カードの再発行を申し出てください。

- (2) I C チップの故障等によって、I C カード対応預金機・支払機・振込機において I C チップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

東 春 信 用 金 庫